

第4章 消費・安全局

第1節 食の安全の確保

1 食品安全に係るリスク管理の推進

(1) 食品安全に係るリスク管理の枠組

平成15年7月、リスクアナリシスの考え方を導入するなど食品の安全性の確保に関する基本理念等を定めた食品安全基本法が施行され、科学的知見に基づき、中立的なリスク評価を行う組織として内閣府に食品安全委員会が設置された。農林水産省においても、リスク管理等食品の安全に係る政策を強化するため、消費・安全局が設置された。

食品安全に係るリスク管理は①リスク管理の初期作業（食品安全における問題点の特定、危害要因の優先度の分類、リスク評価の依頼等）、②リスク管理措置の検討・実施（リスク評価の結果をもとに、リスク低減のための措置について技術的な実行可能性、費用対効果等を検討し、適切な措置を実施）、③措置の検証・見直し（リスク管理措置の有効性の検証、措置の再検討）からなる。

これらの各段階の透明性を確保し、一貫性を持って科学に基づいたリスク管理を行うため、リスク管理に当たって必要となる標準的な作業手順を明らかにした「農林水産省及び厚生労働省における食品の安全性に関するリスク管理の標準手順書（以下「標準手順書」という。）」に則ってリスク管理を実施している。なお、この標準手順書は農林水産省が作成し、厚生労働省と協議して両省で適用できるものとした上で、平成17年8月25日付けで公表したものである（平成24年10月16日改訂）。

ア リスク管理の検討

標準手順書に従って、各種有害化学物質・有害微生物に関する情報を収集し、必要に応じて関係部局と情報共有するとともに、リスクプロファイルシートを更新した。

イ 「食品の安全性に関する有害化学物質及び有害微生物のサーベイランス・モニタリング計画」の作成
サーベイランス（問題の程度や実態を知るための

調査）、モニタリング（矯正の措置をとる必要があるかどうかを決定するための調査）の中期計画（有害化学物質：平成22年12月22日公表、有害微生物：平成24年3月23日公表）に基づき、平成26年度の年次計画を作成し、これに従って実態調査を進めた。

(2) 食品中の有害化学物質・有害微生物対策の推進

平成26年度は、コーデックス委員会の各部会における国際規格検討への対応、国内でのリスク低減の取組や、サーベイランス・モニタリング年次計画に基づく、各ハザード（危害要因）の対象品目（農畜水産物、加工食品、飼料）における含有実態調査等を実施した。また、平成23年度から24年度までに実施した有害化学物質の実態調査結果をデータ集としてまとめ、平成26年7月に公表した。

平成26年度に実施した取組のうち、主なものは以下のとおりである。

ア 農産物

(ア) 有害化学物質

a カドミウム

農産物に含まれるカドミウム濃度を低減するため、平成23年8月に公表した「コメ中のカドミウム濃度低減のための実施指針」に基づく水稲のカドミウム吸収抑制対策や植物を用いた土壌浄化対策、客土対策を推進するとともに、農地土壌の新たな浄化技術に係る研究や米以外の品目も含めたカドミウム低減技術の実証及び農産物中の含有実態調査等を実施した。

b ヒ素

コーデックス委員会汚染物質部会（CCCCF）における米中のヒ素汚染防止及び低減のための実施規範作成並びに最大基準値設定の検討について、作業部会の議長国又は共同議長国として議論を主導した。また、米中ヒ素低減に係る研究及び水田土壌中ヒ素の含有実態調査を実施した。

c かび毒

平成20年12月に公表した「麦類のデオキシニバレノール・ニバレノール汚染低減のための指針」に基づく赤かび病の適期防除、赤かび病被

害粒の選別除去等による一層の汚染低減の対策を推進した。

また、平成24年2月に公表した「米のカビ汚染防止のための管理ガイドライン」に基づく乾燥調製や貯蔵段階で米にかびを生育させないための対策を推進した。

さらに、CCCFにおける穀物中のデオキシニバレノールの最大基準値やかび毒汚染防止及び低減に関する実施規範等の検討に参画した。

(イ) 有害微生物

平成23年6月に公表した「栽培から出荷までの野菜の衛生管理指針」に基づく野菜の生産から出荷段階における衛生管理上の対策を推進した。また、野菜の生産及び加工段階における汚染実態調査を行った。

イ 畜水産物

(ア) 有害化学物質

a メチル水銀

CCCFにおける魚類中のメチル水銀のガイドライン値の再検討について、作業部会の議長国又は共同議長国として議論を主導した。

b ダイオキシン類

畜水産物中のダイオキシン類濃度の経年的変化を把握するため、畜産物及び水産物を対象とした含有実態調査を実施した。

c 海洋生物毒

貝毒検査への機器分析導入の検討に資するよう、マウス試験法の代替としての機器分析法の妥当性確認試験等を行った。

d ヒ素

乾燥ヒジキに含まれるヒ素を低減するため、水戻し方法に関する調査を実施した。

(イ) 有害微生物

生産・加工段階における食中毒菌（腸管出血性大腸菌、カンピロバクター、サルモネラ属菌、リステリア・モノサイトジェネスなど）について汚染実態調査を行った。

生産農場への食中毒菌の侵入やまん延を防ぎ、安全な牛肉・鶏肉・鶏卵を生産するため、「生産衛生管理ハンドブック」（平成24、25年公表）の対策を推進した。

ウ 加工食品

加工食品に含まれるアクリルアミド、多環芳香族炭化水素（PAH）、3-MCPD 脂肪酸エステル、トランス脂肪酸等の含有実態調査を行った。

食品関連事業者が自主的に行うアクリルアミド低

減の取組を支援するため、事業者を対象とした「食品中のアクリルアミドを低減するための指針」（平成25年11月公表）の説明会や意見交換会を開催した。

エ トータルダイエツトスタディ

日本人の摂取量に関するデータが不足しているポリブロモジフェニルエーテル（PBDE）、パーフルオロオクタン酸（PFOA）及びパーフルオロオクタンスルホン酸（PFOS）について、幅広い食品群を対象に、どの食品群に多く含まれ、どの程度摂取しているかを推定するための調査（トータルダイエツトスタディ）を実施した。

(3) レギュラトリーサイエンスの推進

食品安全、動物衛生及び植物防疫に関する施策の決定に必要な科学的根拠を得て、安全な農畜水産物や食品の安定的な供給に資するよう、レギュラトリーサイエンス（科学的知見と規制や行政措置の橋渡しとなる科学）に係る試験研究として「レギュラトリーサイエンス新技術開発事業」や委託プロジェクト研究（食品の安全性と動物衛生の向上のためのプロジェクト）を実施した。

(4) 放射性物質による農畜産物等への影響の検証

東日本大震災による福島第一原子力発電所事故を受け、何よりも国民の健康保護を基本に、安全な食品を安定的に供給していくことを最優先として、生産段階において放射性物質による農畜産物等の影響調査が円滑に実施されるよう都道府県に対し、検査機器の整備支援等を行った。

2 農畜水産物の安全確保

生産資材の適切な管理・使用の推進

ア 肥料

(ア) 普通肥料の公定規格

平成26年9月、肉かす粉末等について、牛の飼料への誤用・流用を防止する管理措置を義務づけた上で、肥料利用を再開できること等の普通肥料の公定規格の改正を行い、平成26年度末現在、普通肥料の公定規格は159種類設定されている。

(イ) 肥料の登録

平成26年度における肥料取締法（昭和25年法律第127号）第7条に基づく農林水産大臣登録数は885件、有効期間更新数は4,643件、平成26年度末における有効登録数は20,146件であった。

(ウ) 指定配合肥料の届出

肥料取締法第16条の2に基づく平成26年度における農林水産大臣への指定配合肥料の届出数は2,969件、平成26年度末における有効届出数は

68,655件であった。

(エ) 肥料の検査

肥料取締法第30条に基づく平成26年度における国の立入検査を534件実施し、収去した標品376点中、正常でないものは36点であった。

(オ) 調査試験等

独立行政法人農林水産消費安全技術センターにおいて、公定規格の設定等に関する調査、肥料の主成分及び有害成分の分析法の開発及び改良等を行った。

(カ) 食品の安全性向上措置の検証（消費・安全対策交付金）

国産農産物のより一層の安全確保に向けた生産を促すため、地域に適応した硝酸塩のリスク管理措置の普及体制や低減化技術を確立することとし、生産現場における硝酸塩の低減技術の有効性の評価を行った。

(キ) 肥料中の放射性セシウムの暫定許容値

平成23年、農地土壌の汚染拡大を防止するため、放射性セシウムの暫定許容値（400 Bq/kg）を設定し、肥料原料として利用される下水汚泥等のうち、放射性物質が検出されたもの（以下「原料汚泥」という。）の取扱いについて、放射性物質の基準等の事項を示した。原料汚泥を使用した肥料生産業者から、引き続き、放射性セシウム濃度の報告を受けた。

イ 農薬

(ア) 農薬の登録状況

農薬取締法（昭和23年法律第82号）第2条に基づき、26農薬年度（平成25年10月～平成26年9月）において新たに登録された農薬は171件で、9月末における有効登録件数は4,339件となり、前年同期に比較して3件の減少となった。26農薬年度に登録された新規化合物は12種類であった。

(イ) 農薬の取締状況

農薬取締法第13条の2に基づき、平成26年度においては、農薬の製造業者及び農薬販売業者等に対し72件の立入検査等を行い、製造・販売を取り締まるとともに、農薬の適切な品質の管理や取扱いの徹底を図った。

さらに、22件の集取農薬の検査を行い、農薬の製造、品質等に関し技術的指導を行った。

(ウ) 農薬の安全及び適正使用対策

農薬の安全を確保するため、農薬の登録にあたっては、環境省、厚生労働省、食品安全委員会と連携を図りつつ、独立行政法人農林水産消費安

全技術センターにおいて、農薬メーカーから提出された試験成績について厳正な検査・評価を実施した。

農薬による危害を防止するため、農林水産省、厚生労働省、環境省及び都道府県の共催による農薬危害防止運動を全国的に展開し、農薬の安全使用や適正な保管管理の徹底についての啓発活動に努めるとともに、農薬の使用に伴う事故の発生状況の把握等を実施した。

さらに、学校、公園等の公共施設内の植物、街路樹や家庭菜園等の住宅地周辺で農薬を使用するときに、農薬を原因とする住民の健康被害が生じないように、周辺住民への事前周知、飛散低減対策等について、研修会等を通じてその周知を図った。

農薬による蜜蜂の被害の全国的な発生状況を把握し、被害防止対策の基礎資料とするため、被害事例に関する調査を実施した。

(エ) 農薬の生産出荷

26農薬年度の農薬の生産額は4,063億円（前年比6.7%増）、出荷額は3,821億円（同2.8%増）となっており、生産額及び出荷額はともに増加した。

(オ) 農薬の輸出入

26農薬年度の農薬の輸出額は、1,571億円（前年比15%増）であった。全輸出額に占める仕向先別の割合については、米国が25.1%を占めて最も多く、次いでブラジル14.0%、大韓民国9.5%となった。

一方、輸入額は965億円（前年比11.6%増）であった。全輸入額に占める輸入先別の輸入額の割合については、中国20.9%、ドイツ15.6%、大韓民国12.9%となった。

ウ 飼料及び飼料添加物

飼料及び飼料添加物（以下「飼料等」という。）については、公共の安全の確保と畜産物等の生産の安定に寄与することを目的として、「飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律」（昭和28年法律第35号。以下「飼料安全法」という。）に基づき、農林水産大臣は、安全性の確保の観点から飼料等の製造等に関する基準・規格の設定を行うとともに、品質の改善の観点から飼料の公定規格の設定等を行っている。

また、愛玩動物用飼料については、愛玩動物の健康を保護し、動物の愛護に寄与することを目的として、平成21年6月1日に施行された「愛がん動物用飼料の安全性の確保に関する法律」（平成20年法律第83号。以下「ペットフード安全法」という。）に

に基づき、農林水産大臣等は、安全性確保の観点から愛玩動物用飼料の製造等に関する基準・規格を設定している。

(ア) 飼料等の安全性の確保

飼料安全法第3条に基づき、農林水産大臣は、有害畜産物が生産され又は家畜等に被害が生ずることにより畜産物の生産が阻害されることを防止するため、農業資材審議会の意見を聴き、飼料等の基準・規格を「飼料及び飼料添加物の成分規格等に関する省令」（昭和51年農林省令第35号。以下「成分規格等省令」という。）により設定している。

当該省令に成分規格等が定められている特定飼料等（抗生物質）の検定を独立行政法人農林水産消費安全技術センター（以下「FAMIC」という。）で行った（平成26年度検定180件合格）。

また、飼料自給率の向上を通じた食料自給率の向上等を図るため、稲わらや稲発酵粗飼料、飼料用米の生産及び利用拡大の取組が進められており、これらの飼料を給与した家畜や畜産物の安全性を確保するため、「飼料の有害物質の指導基準の制定について」（昭和63年10月14日付け63畜B第2050号）を改正し、5農薬について、稲わら、稲発酵粗飼料及び籾米の残留農薬の指導基準を設定又は改正した。

愛玩動物用飼料については、ペットフード安全法第5条に基づき、農林水産大臣等は、愛玩動物用飼料の使用が原因となって、愛玩動物の健康が害されることを防止するため、農業資材審議会及び中央環境審議会の意見を聴き、愛玩動物用飼料等の基準・規格を「愛玩動物用飼料の成分規格等に関する省令」（平成23年農林水産省令・環境省令第1号）により設定している。

(イ) 飼料の品質の改善

飼料の栄養成分に関する品質の改善を図るため、飼料安全法第26条第6項において準用する第3条第2項に基づき、農林水産大臣は農業資材審議会の意見を聴いて飼料の公定規格を定めることができる。

飼料の公定規格による平成26年度の検定は、1県及び1登録検定機関において、魚粉10銘柄について実施された。

(ウ) 飼料等の立入検査

飼料安全法第56条に基づき、飼料等の安全性の確保及び品質の改善を図るため、FAMIC及び都道府県の飼料検査機関が飼料等の立入検査を実施

した。平成26年度における立入検査の状況は、表1のとおりである。

愛玩動物用飼料については、ペットフード安全法第12条及び第13条に基づき、FAMIC及び地方農政局等が製造業者等の立入検査を実施した。平成26年度における立入検査の状況は、表2のとおりである。

表1 平成26年度飼料等立入検査状況

	国	県	合計
立入検査回数	559	2784	3343
収去件数	732	847	1579
飼料	728	847	1575
飼料添加物	4	0	4
収去品の試験結果	国	県	合計
正常件数	731	846	1577
飼料	727	846	1573
飼料添加物	4	0	4
違反件数	1	1	2
飼料	1	1	2
飼料添加物	0	0	0

表2 平成25年度愛玩動物用飼料立入検査状況

立入検査回数	148
集取件数	122
集取品の試験結果	
正常件数	122
違反件数	0

エ 動物用医薬品

(ア) 動物用医薬品等製造販売（製造）業許可及び承認状況（平成26年度）

a 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和35年法律第145号。以下「医薬品医療機器等法」）第12条第1項の規定に基づく製造販売業の許可件数は105件、医薬品医療機器等法第13条第1項の規定に基づく製造業の許可件数は151件、医薬品医療機器等法第13条の3第1項の規定に基づく外国製造業者の認定件数は157件、医薬品医療機器等法第40条の2第1項の規定に基づく修理業の許可件数は109件であった。

b 医薬品医療機器等法第14条第1項の規定に基づき製造販売承認された医薬品及び医薬部外品は、それぞれ211品目及び20品目、医薬品医療機器等法第23条の2の5第1項の規定に基づき製造販売された医療機器は50品目であった。

(イ) 動物用医薬品の再評価

医薬品医療機器等法第14条の6（同法第23条において準用する場合を含む。）の規定に基づき、承認、許可を受け市販されている動物用医薬品を有効性、安全性等の観点から最新の学問水準に照らして見直し再評価制度を実施している。

この見直し手続は、承認されている動物用医薬品の全成分について、通常10年ごとのスクリーニング作業を行い、問題となる情報が得られた成分を再評価を受けるべき医薬品として指定し、再評価を行うこととしている。平成26年度に見直しの対象となる72成分について、平成26年3月に関係者に通知し、スクリーニング作業を実施した。

(ウ) 動物用医薬品の使用の規制

畜水産物の安全を一層確保するため、人の健康に重大な影響を及ぼすおそれがある等として、食品衛生法の規定に基づき食品において「不検出」とされている物質を含有する未承認医薬品、犬猫等用又は人用として承認されている医薬品の家畜等への使用が禁止されている物質を定めている。平成26年度末時点において、クロラムフェニコール、マラカイトグリーン等13物質を家畜等への使用が禁止されている物質として指定している。

また、動物用医薬品のうち、適正に使用されなければ畜産物等を介して、人の健康を損うおそれのあるものについては、動物用医薬品及び医薬品の使用の規制に関する省令（平成25年農林水産省令第44号）により使用者が遵守すべき基準（使用基準）を定めている。平成26年度は、5種類の動物用医薬品について使用基準の設定又は変更を行った。

(エ) 国家検定等の検査

表3 医薬品医療機器等法第43条第1項の規定に基づき、動物医薬品検査所が実施した平成26年度の国家検定状況

生物学的製剤（受付件数352件）	
合格	351件
不合格	0件
中止	1件

表4 医薬品医療機器等法第69条第3項の規定に基づき、動物医薬品検査所が実施した平成26年度の製造業者等への立入検査による収去品の検査

	収去件数	不合格件数	改善指導件数
一般薬	35件	1件	9件
抗生物質製剤	7件	0件	1件

生物学的製剤	21件	0件	1件
--------	-----	----	----

(オ) 薬事監視事務打ち合わせ会議

薬事監視事務打ち合わせ会議は、動物用医薬品等に関する薬事監視の円滑化を図るため都道府県の薬事監視員を対象に実施している。平成26年度は平成26年10月22日に開催し、医薬品医療機器等法の法令遵守及び畜水産物の安全確保の徹底等、動物薬事関連事項の説明、薬事監視指導上の諸事項についての協議検討等を行った。

(2) 放射性物質対策

ア 肥料中の放射性セシウムの暫定許容値の設定

平成23年8月、農地土壌の汚染拡大を防止するため、肥料中の放射性セシウムの暫定許容値（400Bq/kg）を設定し、肥料の種類に応じた検査方法を定めた。

また、肥料生産者及び農業者等に対して、肥料の生産、流通及び利用に当たっては、暫定許容値を下回ることを確認するよう周知徹底を図った。

イ 飼料中の放射性物質の暫定許容値の設定及び見直し

平成23年4月、牛乳や牛肉が食品中の放射性物質の暫定規制値を超える放射性物質を含むことがないようにするための目安として、牛に給与される粗飼料中の放射性物質の暫定許容値を設定した。また、同年8月に、牛用以外の飼料も含め、飼料中の放射性セシウム暫定許容値を設定した。

さらに、食品中の放射性物質の新基準値が平成24年4月1日から適用されるに際し、畜産物がこの新基準値を超える放射性セシウムを含むことがないように、牛の飼養試験等のデータを活用して、2月3日に、牛用飼料に対する放射性セシウムの暫定許容値を300Bq/kgから100Bq/kgに改定した。豚、家きん等用の飼料の放射性セシウムの暫定許容値についても、3月23日に改訂し、4月1日から適用した。（表5）

表5 飼料の放射性セシウムの暫定許容値

	暫定許容値（ベクレル/kg）	
	改訂前	改訂後
牛、馬用	300	100
豚用	300	80
家きん用	300	160
養殖魚用	100	40

（製品重量、ただし粗飼料は水分含有量8割ベース）

3 家畜防疫対策

(1) 家畜伝染病の発生状況

ア 国内における主な監視伝染病の発生状況

海外で発生が相次いで確認されている口蹄疫については発生がなかったが、高病原性鳥インフルエンザについては、平成26年4月に熊本県、平成26年12月から平成27年1月にかけて宮崎県、山口県、岡山県及び佐賀県において発生があった。

一方、ヨーネ病については、継続的に国内で発生が確認されており、清浄化対策の一層の徹底が求められている。また、平成25年10月に7年ぶりに発生が確認された豚流行性下痢については、4月に大規模発生があった後は、前年並みに落ち着いているものの、引き続き発生が確認されている。

イ 海外における主な家畜伝染病の発生状況及び発生に対する輸入停止措置等

口蹄疫及び高病原性鳥インフルエンザについては、平成26年度も、世界的に広範囲にわたり発生が確認されている。

(ア) 口蹄疫

アジア地域については口蹄疫がまん延しており、平成26年末時点でOIEにより口蹄疫ワクチン非接種清浄国のステータスに認定されている国は、我が国を含め、ブルネイ、インドネシア及びシンガポールの4か国のみである。

同地域ではこれまで、口蹄疫の7つの血清型のうち、A、O及びAsia1型の3型の発生が報告されている。

A型口蹄疫に関しては、中国において、平成25年2月に広東省で発生した後、平成26年度もチベット自治区を中心に継続して発生が確認されている。また、ロシアでも発生が確認されており、各国、ワクチン接種による疾病コントロールを実施している。

O型口蹄疫に関しては、従来より東アジア地域で発生が継続している。韓国ではワクチン接種による疾病コントロールにより、平成24年度及び25年度には発生報告がなかったものの、平成26年7月から8月にかけて慶尚北道及び慶尚南路で発生が確認された後、平成26年12月以降、京畿道・忠清北道・忠清南道を中心に大規模な発生が継続している。また、中国、ロシア、香港及びモンゴルでも発生が報告されている。

アジア地域以外では、アフリカ、中東、南米等において本病の発生報告がある。

(イ) 高病原性鳥インフルエンザ

高病原性鳥インフルエンザの発生は、平成16年以前は東・東南アジア地域に限定されていたが、平成17年には中央アジア及びヨーロッパに、平成18年には中東及びアフリカにまで拡大した。

平成26年度には、アジア地域においても、11の国及び地域（中国、韓国、台湾、北朝鮮、ベトナム、カンボジア、インドネシア、インド、バングラディッシュ、ネパール及びラオス）で本病の発生が報告されている。特に、隣国の韓国においても、平成26年1月以降、本病の発生が継続している。そのほかにも、ヨーロッパ（イタリア、オランダ、ドイツ及び英国）、米国、カナダ、ロシア、リビア、ナイジェリア及びメキシコと、世界中で発生が確認されている。

(ウ) 我が国における輸入停止等の措置

我が国は、輸入される動物、畜産物等を介した口蹄疫、高病原性鳥インフルエンザ等の我が国への侵入を防止するため、これらの疾病が発生した国及び地域からの動物、畜産物等の輸入を停止する措置（加熱処理したものは除く。）を講じている。

平成26年度は、低病原性鳥インフルエンザが発生したアメリカ・デラウェア州、メリーランド州、カリフォルニア州及びミシガン州並びに高病原性鳥インフルエンザが発生したカナダ、アメリカ・オレゴン州、アーカンソー州、ミズーリ州、カンザス州、ミネソタ州、カリフォルニア州及びハンガリーに対し、生きた家きん、家きん肉等の輸入停止措置を講じた。また、ノルウェーでBSEが発生したことから、同国からの牛肉製品等の輸入を停止した。

なお、現在、口蹄疫の発生によりアジアの全ての国及び地域からの偶蹄類の動物及びその畜産物の輸入を、鳥インフルエンザ等の発生によりアジアのほとんどの国及び地域からの生きた家きん、家きん肉等の輸入を禁止しているところである。

(2) 我が国における牛海綿状脳症（BSE）対策

ア 国際獣疫事務局（OIE）による「無視できるBSEリスク」の国のステータス認定

OIEでは、加盟国のBSEリスクステータスについて、認定を行っており、我が国は、平成25年5月のOIE年次総会で、最上位である「無視できるBSEリスク」の国に認定されており、平成26年度もそのステータスを維持している。

イ 我が国におけるBSEの発生状況及び対策

我が国のBSE感染牛の発生については、平成13

年9月に初めて確認されたが、平成21年1月を最後に確認されていない。これまでに本病の発生が確認された牛は計36頭で、このうち、最も直近に生まれた牛は、平成14年1月生まれ（平成15年11月確認）である。

BSE対策としては、家畜伝染病予防法（昭和26年法律第166号。以下「家伝法」という。）、牛海綿状脳症対策特別措置法（平成14年法律第70号）及び飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律（昭和28年法律第35号）に基づき、24か月齢以上の死亡牛を対象とした農場サーベイランスや牛の肉骨粉等に係る飼料規制等の対策を実施している。また、これらに併せて、牛の個体識別のための情報の管理及び伝達に関する特別措置法（平成15年法律第72号）に基づき、牛トレーサビリティ制度も実施している。

ウ 農場サーベイランス（死亡牛 BSE 検査）

24か月齢以上の死亡牛を対象にした農場サーベイランスでは、平成26年度は96,319頭（一部24か月齢未満の牛を含む。）の検査を実施し、陽性牛は一頭も確認されなかった。本サーベイランスの適正な実施及び死亡牛処理を推進するため、生産者が負担する死亡牛の BSE 検査費や輸送及び処理費用の助成措置を引き続き講じたところである。

エ 厚生労働省による BSE 対策の見直し

厚生労働省では、食品安全委員会での評価結果（平成26年4月答申）に基づき、平成26年8月に、これまで輸入を禁止していたポーランド産牛肉について、30ヶ月齢以下の条件で輸入を再開した。

(3) 家畜防疫

ア 家畜の伝染性疾病の清浄化に向けた取組

ヨーネ病対策については、家伝法に基づく定期的な検査に加え、牛のヨーネ病防疫対策要領（平成25年4月1日付け24消安第5999号農林水産省消費・安全局長通知）に基づき、感染牛が確認された農場における追加検査や、感染しているおそれの高い牛の自主とう汰等を推進した。

豚のオーエスキー病対策については、オーエスキー病防疫対策要領（平成3年3月22日付け畜A第431号農林水産省畜産局長通知）に基づき、地域一体となったワクチン接種、検査、自主とう汰等を推進した。

イ 各種疾病の発生の予防、発生動向

家畜の伝染性疾病の発生及びまん延を防止するため、家伝法に基づき、都道府県が実施する各種検査、注射、消毒、薬浴及び家畜伝染病の発生時のまん延防止措置について、家畜伝染病予防負担金により支

援した。

平成26年度における主な監視伝染病の発生状況は、以下のとおり。

(ア) 牛関係の監視伝染病

- ① 口蹄疫
発生は確認されなかった。
- ② 結核病
兵庫県で、牛1頭が患畜と診断され、殺処分された
- ③ ブルセラ病
発生は確認されなかった。
- ④ ヨーネ病
牛で751頭が患畜と診断された。なお、死亡後診断された個体を除き全て殺処分された。
- ⑤ BSE
発生は確認されなかった。
- ⑥ アカバネ病
九州地方において、胎児感染3頭の発生が報告された。
- ⑦ 牛白血病
2,307頭の発生が報告された。
なお、農場のほかにも、と畜場からの発生報告があった。

(イ) 豚関係の監視伝染病

- ① オーエスキー病
発生は確認されなかった。
- ② 豚流行性下痢（PED）
1,127,975頭の発生が報告された。

(ウ) 鶏関係の監視伝染病

- ① 高病原性及び低病原性鳥インフルエンザ
平成26年4月に熊本県、平成26年12月から平成27年1月にかけて、宮崎県、山口県、岡山県及び佐賀県において発生があり、関連農場も含め計約46万羽が殺処分された。
- ② ニューカッスル病
発生は確認されなかった。
- ③ 家きんサルモネラ感染症
発生は確認されなかった。

(エ) 馬関係の監視伝染病

- ① 馬伝染性貧血
発生は確認されなかった。
- ② 馬インフルエンザ
発生は確認されなかった。
- ③ 馬伝染性子宮炎
発生は確認されなかった。
- ④ 馬バラチフス

発生は確認されなかった。

(オ) めん山羊の監視伝染病

- ① スクレイピー(めん山羊の伝達性海綿状脳症)
発生は確認されなかった。

(4) 家畜保健衛生

ア 家畜保健衛生所の施設及び機器整備

畜産農家の規模拡大・集団化等が進展する中、家畜伝染病に対する危機管理の観点から、疾病の監視を強化する事前対応型の防疫体制の構築が必要となっている。このため、地域の防疫及び監視体制の強化を図る観点から、リアルタイム PCR 装置などの迅速な検査及び高度な疫学診断等を可能にする施設及び機器を家畜保健衛生所に整備した。

イ 家畜衛生に関する各種取組等

家畜衛生に関する各種指導を都道府県から畜産農家等に対して行うことにより、畜産の進展に伴った家畜衛生技術の浸透及び定着を図った。また、地域の実情に則した家畜衛生対策の実施に資するため、家畜保健衛生所等が行う取組に対し、消費・安全対策交付金により支援を行った。

家畜保健衛生所が行った取組は以下のとおり。

(ア) BSE 検査及び清浄化の推進

BSE の浸潤状況をより正確に把握し、BSE の防疫対策を検証するため、家畜保健衛生所が実施する死亡牛 BSE 検査について、必要な検査資材の導入や焼却等の適正な廃棄物処理等への支援を行うことで、死亡牛 BSE 検査を確実に円滑に推進した。

検査の実施頭数は、(2)ウの項を参照のこと。

(イ) 監視及び危機管理体制の整備

家畜衛生に係る情報の提供を円滑に行うため、病性鑑定成績、巡回指導等による家畜衛生情報の収集及び分析を行った。

また、診断予防技術の向上を目的として、伝染性疾病の新たな診断方法及び予防技術を確立するための調査及び検討を実施した。

このほか、まん延防止措置の円滑化を図るとともに、地域の実情に即した防疫体制を確保するため、関係者を集めた連絡調整会議の開催及びブロック内の防疫演習を実施した。

(ウ) 慢性疾病等の低減

畜産農家における生産性の向上を図るため、牛のサルモネラ感染症等の家畜の慢性疾病等の低減を目的として、疾病発生状況等の調査及び検査を実施した。

(エ) 生産衛生の確保

生産現場における畜産物の安全性向上のため、地域一体となった HACCP の考え方をとり入れた畜産物の生産衛生管理体制（農場 HACCP）の普及、定着、サルモネラ総合対策指針に基づくサルモネラの清浄化に向けた農場の調査及び検査、医薬品の品質確保及び薬剤残留、薬剤耐性菌等に関する情報収集を実施した。

(オ) 地域衛生管理体制の整備

安全な畜産物の生産を推進するとともに、全国的な衛生水準の向上を図るため、口蹄疫や高病原性鳥インフルエンザの発生予防のための講習会の開催など、地域における行政担当者、生産者、獣医師等の関係者が一体となった家畜の伝染性疾病の発生予防、清浄性維持等の取組を実施した。

(カ) 農場のバイオセキュリティの向上

家畜の伝染性疾病の発生予防及びまん延防止に万全を期すため、防鳥ネットの設置など、地域の特性や畜種ごとの特性を踏まえて行う農場におけるバイオセキュリティ向上の取組を推進した。

ウ HACCP の考え方をとり入れた生産衛生管理（農場 HACCP）の推進

家畜の高度な飼養衛生管理を推進し、我が国の畜産物の安全性向上と消費者の信頼確保を図るため、農場 HACCP の導入・実施指導を行う農場指導員を養成する研修会を開催した（347名受講）。

エ 調査研究

第55回全国家畜保健衛生業績発表会は、平成26年4月24日及び25日の2日間、日比谷公会堂において開催し、全国の各ブロック代表48名により家畜保健衛生所の日常業務に関連した調査成績、研究成果等が発表された。このうち、優れた発表として、2題が農林水産大臣賞に、22題が消費・安全局長賞に、それぞれ選出され、賞状が授与された。

(5) 技術普及

ア 平成26年度家畜衛生講習会及び研修会

家畜の多頭飼育の進展等に伴う家畜衛生事情の変化に対応し、さらに、家畜衛生技術の向上を図るために家畜衛生講習会及び研修会を実施した。平成26年度は、家畜衛生講習会については動物衛生研究所の本所、支所及び海外病研究施設、千葉県農業共済連で計12回開催され、延べ187名が受講した。また、家畜衛生研修会については、動物衛生研究所の本所で計4回開催され、延べ187名が受講した。各講習会及び研修会の種類、開催状況（回数及び受講人数）は表1のとおりである。

家畜衛生講習会は、受講者の家畜衛生技術の向上だけ

ではなく、受講者による伝達講習の実施、各種事業等を通じた地域の家畜衛生関係技術者や畜産農家への家畜衛生に関する知識及び技術の普及浸透といった効果にもつながっている。

表6 平成26年度家畜衛生講習会及び研修会

種 類	回 数	受 講 人 数		
		県職員	その他	計
①家畜衛生講習会	12	324	12	336
基本講習会	1	48	0	48
総合講習会	1	39	1	40
特殊講習会	10	237	11	248
牛疾病	1	42	3	45
豚疾病	1	42	2	44
鶏疾病	1	40	0	40
繁殖障害	1	11	0	11
病性鑑定	4	34	2	36
獣医学	1	20	2	22
海外悪性伝染病	1	48	2	50
②家畜衛生研修会	4	184	3	187
病性鑑定	4	184	3	187
計 (①+②)	15	508	15	523

(6) 検疫関係

ア 水際検疫の強化

(ア) 動物検疫所への検疫探知犬の導入

動物検疫所では、平成25年4月時点で、入国者の携帯品から動物検疫の対象となる肉製品等を摘発する検疫探知犬を、新千歳空港、成田国際空港、東京国際（羽田）空港、中部国際空港、関西国際空港及び福岡空港にそれぞれ2頭ずつ、国際郵便

物の探知のための探知犬を川崎東郵便局に2頭、それぞれ配置し、水際検疫を強化している。

(イ) 入国者に対する質問、携帯品の消毒

家畜伝染病予防法に基づく、入国者に対する海外農場等への訪問歴や日本国内での家畜に触れる予定等についての質問、必要に応じた衛生指導や持ち物の消毒については、一部の便で実施している質問票の活用のほか、家畜防疫官による口頭での質問の拡大などを図り、一層効率的かつ効果的な質問の実施を行っている。さらに、農業研修目的で入国する者への対応強化のため関係団体への協力要請もを行っている。

イ 輸出入検疫の実績

平成26年における主要動物（牛、豚、めん羊、山羊、馬及び初生ひな）の輸入検疫実績については、初生ひなが464,796羽（対前年比82.4%）、牛は10,514頭（85.1%）豚は732頭（65.9%）と前年と比べて減少した。一方、馬が5,377頭（146.0%）と増加した。また、前年は輸入がなかった山羊は12頭輸入された。めん羊は輸入されなかった。主要動物の輸出検疫実績は、馬が150頭（170.5%）であり、繁殖用は前年と変化はないが、競走用及び乗用が大幅に増加した。

また、同年における畜産物の輸入検疫実績については、肉類全体では2,649,329t（104.1%）であり、主な畜種ごとでは、牛肉は593,944t（98.3%）、豚肉は992,436t（108.5%）、家きん肉は870,399t（105.1%）であった。肉類全体の輸出検疫実績については、14,728t（118.2%）であり、牛肉は1,266t（139.8%）、豚肉は2,259t（100.5%）、家きん肉は10,918t（120.1%）と前年より増加した。

表7 平成26年の輸出入検疫数量
 (平成26年1月1日から平成26年12月31日までの集計)
 (単位=動物:頭羽、畜産物:t)
 (カッコ内対前年比)
 (-は検疫の対象外のため検査なし)
 (*は前年実績無し)

〈動物〉	輸出	輸入
牛	0	10,514 (85.1%)
豚	0	732 (65.9%)
めん羊	0	0
山羊	0	12(*)
馬	150 (170.5%)	5,377 (146.0%)
兎	226 (305.4%)	18,848 (182.5%)
初生ひな	0	464,796 (82.4%)
他の偶蹄類	0	※48 (106.7%)
犬	6,511 (104.6%)	6,623 (92.6%)
猫	2,021 (106.4%)	1,697 (103.3%)
サル	-	6,561 (125.8%)
〈畜産物〉		
骨類	1 (153.3%)	42,175 (109.0%)
肉類	14,728 (118.2%)	2,649,329 (104.1%)
臓器類	592 (85.0%)	71,479 (127.0%)
卵類	1,631 (145.2%)	8,023 (113.6%)
皮類	77,141 (91.2%)	31,931 (101.6%)
毛類	204 (87.8%)	4,022 (89.1%)
ミール類	1(*)	1,618 (80.9%)
動物性加工たん白	-	761,910 (101.6%)
わら	-	154,796 (137.1%)

※他の偶蹄類として、アルパカが37頭、カバが1頭、キリンが7頭、水牛が3頭、それぞれ輸入された。

ウ 輸出入検疫協議の状況

(ア) 輸入検疫協議の状況

我が国は、海外からの指定検疫物の輸入解禁(再開)要請に対し、原則として畜種ごとにリスク評価を実施し、輸出国(又は地域)における口蹄疫等の重要な疾病の清浄性を確認できた場合に限り、輸入を解禁(再開)することとしている。

平成26年度は、ハンガリーからの生鮮豚肉に関する家畜衛生条件を新たに設定し、輸入を解禁した。また、ポーランドのBSEに係る評価を終え、日本向けに輸出される牛肉及び牛肉臓肉の加工条件等を規定する家畜衛生条件及び輸出証明プログラムを締結し、同国からの牛肉及び牛肉臓肉の輸入を解禁した。マレーシアからの家きん肉については、高病原性鳥インフルエンザ等の清浄性が確認されたことから、輸入停止措置を解除し、生鮮家きん肉の輸入を再開した。

(イ) 輸出検疫協議の状況

我が国は、平成25年5月に国際獣疫事務局(OIE)から「無視できるBSEリスク」の国として認定されたことを踏まえ、各国に対し、精力的に輸出に向けた協議を行ってきた。その結果、平成26年度には、平成16年から輸出解禁要請を行ってきたEU、カタール、インドネシア、ロシア及びバーレーンへの牛肉輸出が可能となった。また、香港向け牛肉について、月齢制限が撤廃された。

(7) 獣医事

ア 獣医療提供体制整備の推進

獣医療の多様化、高度化等に対応し的確な獣医療の確保を図るため、獣医療法(平成4年法律第46号)に基づく獣医療計画制度により、国が定めた基本方針に即して都道府県が獣医療を提供する体制の整備を図るための計画を定め、国と都道府県が一体となって獣医療提供体制の整備を推進している。平成22年8月31日に公表された新たな国の基本方針に則し、平成26年度末までに45道府県が都道府県計画を

策定・公表した。

イ 獣医師法第16条の2の規定に基づく臨床研修

獣医師法（昭和24年法律第186号）に基づく、大学の附属診療施設又は農林水産大臣の指定する診療施設における卒後研修等の臨床研修の実施に関する援助を行った。

ウ 第66回獣医師国家試験

第66回獣医師国家試験は、平成27年2月17日及び18日の2日間、全国3会場で行われ、受験者1,241名中938名（75.6%）が合格し、獣医師免許申請資格を得た。

エ 獣医師の届出

獣医師法第22条の規定に基づく届出は、獣医師の分布、就業状況、移動状況等を的確に把握するため、2年ごとに行われており、平成26年12月31日現在の状況を39,0983名が届け出た。

オ 獣医事審議会

獣医師法第24条の規定により設置されている獣医事審議会、試験部会、免許部会及び計画部会が開催され、①第66回獣医師国家試験の実施、②獣医師法第5条第2項及び第8条第2項第3号に該当する獣医師の獣医師免許の取扱い、③獣医療を提供する体制の整備のための基本方針等について審議が行われた。

カ 小動物獣医療

獣医療における高度な放射線診療の体制を整備するため、平成21年2月に改正した診療施設の構造設備の基準や診療施設の管理に関して、都道府県担当者を対象に研修会を実施し、周知を図った。

また、獣医療の分野でのCT エックス線装置の使用実績が増えたことに伴い、平成26年6月26日に獣医療法施行規則の一部を改正する省令を施行し、都道府県の担当者を対象とした放射線防護に関する講習会を開催し、周知を図った。

4 魚類防疫対策

水産資源保護法（昭和26年法律第313号）の規定に基づき、防疫の対象となる水産動物について輸入検査を実施した上で輸入許可を行った。

また、国内で発生が認められているコイヘルペスウイルス（KHV）病、アユ冷水病等の重要疾病について、防疫対策を実施した。

(1) 輸入防疫

水産資源保護法に基づき、平成26年度は、きんぎょ874件（969件）、さけ科魚類の発眼卵11件（12件）及びくるまえばし属の稚えび2件（10件）について、輸入

許可を行った。なお、輸入防疫対象疾病発生国等から輸入されるきんぎょ151件（162件）及びくるまえばし属の稚えび2件（10件）に対しては、管理命令を発し、日本到着後に隔離して管理飼育を実施した。

(2) 国内防疫

持続的養殖生産確保法（平成11年法律第51号）に基づく特定疾病であるKHV病の平成26年度の発生確認件数は天然水域で3件（4件）、養殖場等で34件（21件）であった。また、レッドマウス病の発生が1件確認された。

また、KHV病等我が国養殖水産動物の重要疾病に対する診断・予防・治療技術の開発を行うとともに、関係者への普及・啓発等を推進した。

※（ ）の件数は昨年度の実績

5 植物防疫対策

(1) 病害虫防除

ア 環境に配慮した防除対策

食の安全や環境問題に対する国民の関心が高まる中、農林水産省では農業生産全体のあり方を環境保全を重視したものへ転換することとしている。病害虫防除についても発生予察情報等に基づき、農薬だけに頼らず、様々な防除技術を適切に組み合わせることで、環境負荷を低減しつつ病害虫の発生を経済的被害が生じるレベル以下に抑制する総合的病害虫・雑草管理（Integrated Pest Management：IPM）を普及することとし、平成17年に定めた総合的病害虫・雑草管理実践指針を基に、環境に配慮した防除の推進に取り組んでいる。具体的には、平成20年度までに策定・公表した主要11作物（大豆、トマト、なし等）のIPM実践指標モデルに基づき、都道府県の実情に合わせたIPM実践指標の作成及びIPM実践地域の育成等を引き続き推進することにより、天敵やフェロモン、温湯消毒等を利用した防除技術の評価基準を作成する事業に取り組んだ。

平成17～26年度のこれらの取組結果を各都道府県ごとに取りまとめたところ、これまでに全246種類のIPM実践指標について策定されており、そのうち約8割は、都道府県ホームページや農業者指導冊子等に掲載されることにより、農業生産現場で農業者自らがIPMへの取組を確認できる指標として使用されている。これまでの取組結果については、農林水産省ホームページでも公開している。

イ マイナー作物の農薬登録推進

年間生産量が3万t以下の作物（地域特産作物：いわゆるマイナー作物）では、農薬メーカーの商業

的な理由等により農薬登録が進まず、栽培上問題となる病虫害に有効な登録農薬が少ない。生産振興のためにはマイナー作物への農薬登録を効率的に進める必要があり、生産者や都道府県の主体的な取組や都道府県間の連携が必要である。そこで、「マイナー作物農薬登録推進中央協議会」において、都道府県が登録を要望する農薬と農作物を農薬登録推進リストとして取りまとめ、都道府県等の関係者へ情報提供を行った。

また、作物由来の成分により試験が困難となる等の技術的な課題が生じている地域特産作物について、農薬の適用拡大に必要な試験方法の確立、薬効・薬害試験や作物残留試験の実施支援を行い、農薬の適用拡大を加速化するため「地域特産作物への農薬適用拡大加速化事業」を実施した。

ウ 発生予察事業

農林水産省では、稲、麦、果樹、茶、野菜等の病虫害を対象として発生予察事業を実施しており、全国の主要な病虫害の発生動向を取りまとめた病虫害発生予報を計10回発表した。

平成26年度の主な病虫害発生状況は以下の通り。

(ア) 水稲：病害では、縞葉枯病は、冬期から春期の調査で、ヒメトビウンカ越冬虫のイネ縞葉枯病ウイルス保毒率が高かったことから、2月下旬から5月下旬に関東の5件から延べ6件の注意報が発表され、防除が呼びかけられた。

また、いもち病は、西日本を中心に8月上旬ごろから多雨、日照不足となったことから、穂いもちの発生が懸念され、中国の1県から11年ぶり、九州の4県から21年ぶりに警報が発表されるとともに、17府県から延べ18件の注意報が発表され、防除が呼びかけられた。

害虫では、トビイロウンカが6月末から飛来し、8月上旬ごろから各地での発生が多くなったため、警報が近畿の1県から、注意報が近畿、中国、四国及び九州の10県から延べ11件発表され、防除が呼びかけられた。

また、斑点米カメムシ類は、6月下旬から8月下旬に北海道から中国にかけて発生が多く認められたため、警報が東北の1県から、注意報が24道府県から延べ32件発表され、防除が呼びかけられた。

(イ) 大豆：オオタバコガは、注意報が茨城県及び愛知県の2県から発表され、防除が呼びかけられた。

(ウ) 果樹：病害では、モモせん孔細菌病について、南東北の1県で発生が多く、5月、6月及び8月に注意報が発表され、防除が呼びかけられた。

害虫では、果樹カメムシ類の各地での越冬量が多く、春期から夏期にかけて越冬成虫の果樹園への飛来が多くなることが懸念された。さらに、四国及び九州を除いてスギヤヒノキの花粉の飛散量が少なく、餌となる毬果が少なかったことなどから、夏以降は第1世代以降の成虫が果樹園に多く飛来することが懸念された。このことから1月から10月上旬までに注意報が31道府県から延べ41件発表され、防除が呼びかけられた。

(エ) 野菜及び花き：トマト灰色かび病は、注意報が東海及び南九州の2県から発表され、防除が呼びかけられた。いちごのハダニ類は、注意報が2月に南東北、北関東、東海、四国及び南九州の5県から、10月中旬に北九州から発表され、防除が呼びかけられた。

オオタバコガは、注意報が関東、東海及び四国の5県から発表され、防除が呼びかけられた。

表8 病害虫発生状況及び防除状況（平成26年度実績）

病害虫名	発生面積 (千ha)	延べ防除面積 (千ha)	
(イネ)			
葉いもち	364	1,541	北東北の一部地域で多い、近畿、中国、四国及び九州の一部地域で多い～やや多い、北関東の一部地域でやや多い
穂いもち	399	1,410	北関東の一部地域で多い、東北、中国、四国及び九州の一部地域で多い～やや多い、甲信、近畿の一部地域でやや多い
紋枯病	654	768	東北及び甲信の一部地域で多い、北陸、東海、近畿、中国及び四国の一部地域で多い～やや多い、北関東及び九州の一部地域でやや多い
白葉枯病	5	50	南東北の一部地域で多い、北関東の一部地域でやや多い
もみ枯細菌病	32	866	四国及び北陸の一部地域で多い、東北の一部地域で多い～やや多い、南関東、東海、近畿及び南九州の一部地域でやや多い
セジロウンカ	537	1,188	北東北の一部地域で多い、近畿及び沖縄の一部地域でやや多い
トビイロウンカ	205	1,065	東海、近畿及び中国の一部地域で多い～やや多い、四国及び九州の一部地域でやや多い
ヒメトビウンカ	805	1,548	四国の一部地域で多い、東北及び東海の一部地域で多い～やや多い、関東、北陸、中国、九州及び沖縄の一部地域でやや多い
斑点米カメムシ類	582	1,841	南関東及び四国の一部地域で多い、東北、北陸、東海及び中国の一部地域で多い～やや多い、近畿、南九州及び沖縄の一部地域でやや多い
コブノメイガ	70	473	平年並～少ない
イネミズゾウムシ	558	846	東北の一部地域で多い、東海、近畿及び北九州の一部地域でやや多い
(ムギ類)			
うどんこ病	16	345	東海の一部地域で多い、北関東及び甲信でやや多い
赤かび病	39	532	南東北の一部地域でやや多い
雪腐病類	2	0	北東北の一部地域でやや多い
(ダイズ)			
ハスモンヨトウ	25	56	北関東の一部地域でやや多い
吸害性カメムシ類	27	90	北東北の一部地域で多い、東海及び四国の一部地域でやや多い
(カンキツ類)			
黒点病	47	218	沖縄の一部地域で多い、九州の一部地域で多い～やや多い、南関東及び近畿の一部地域でやや多い
かいよう病	16	87	東海の一部地域でやや多い
(リンゴ)			
斑点落葉病	6	296	東北の一部地域で多い～やや多い、東海の一部地域でやや多い
腐らん病	5	64	甲信の一部地域でやや多い
ハダニ類	15	116	北関東の一部地域で多い、東北及び北陸の一部地域でやや多い
(ナシ)			
黒斑病	1	40	北陸及び四国の一部地域でやや多い
黒星病	5	133	東海の一部地域で多い、東北、中国及び九州の一部地域で多い～やや多い、関東、北陸及び近畿の一部地域でやや多い
ナシヒメシクイ	1	64	南関東の一部地域で多い、甲信、中国、四国及び南九州の一部地域でやや多い
(モモ)			
せん孔細菌病	3	47	南東北、甲信、東海、北陸及び近畿の一部地域でやや多い
灰星病	1	34	平年並～少ない
(ブドウ)			
晩腐病	2	42	北関東の一部地域で多い、北陸、近畿及び中国の一部地域でやや多い
べと病	4	56	北関東、近畿及び北九州の一部地域でやや多い
(野菜共通)			
疫病	0	15	平年並～少ない
灰色かび病	5	57	いちご：南関東の一部地域で多い、近畿及び南九州の一部地域でやや多い、トマト：四国及び南九州の一部地域で多い、南東北、甲信、東海及び近畿の一部地域でやや多い
ハスモンヨトウ	6	79	いちご：南東北の一部地域でやや多い、キャベツ：北関東の一部地域で多い、北九州の一部地域でやや多い、はくさい：北関東の一部地域でやや多い、レタス：北関東の一部地域で多い、北九州の一部地域でやや多い
ハダニ類	7	50	いちご：南東北及び南九州の一部地域で多い、関東及び中国の一部地域で多い～やや多い、東海、近畿及び四国の一部地域でやや多い、さといも：南関東の一部地域で多い、すいか：南東北及び北陸の一部地域でやや多い、なす：関東の一部地域で多い～やや多い、北陸の一部地域でやや多い

エ 病虫害防除所の運営

都道府県における植物防疫の専門機関である病虫害防除所は、病虫害の発生状況調査等を行い、発生予察事業に基づく防除指導、侵入警戒調査、農薬の安全使用等の指導を行った。

病虫害防除所が国の発生予察事業への協力及び病虫害防除所の運営に要する経費について、都道府県へ植物防疫事業交付金を交付した。

オ 農林水産航空事業等

平成26年度における有人ヘリコプターによる航空防除の延べ面積（林野を除く）は、水稻防除3万9千ha、水稻以外（畑作物・果樹）防除8千ha、その他（播種・施肥等）1千ha、ミバエ類再侵入防止等239万4千ha、計244万3千haであった。このうち、水稻防除の実面積は3万3千haで、関係農家数は約3万2千戸であった。林業関係では、松くい虫防除1万6千haと野ねずみ駆除5万9千haを中心として、計7万5千haであった。

産業用無人ヘリコプターによる農薬散布等の延べ面積は、水稻防除92万9千haを中心として、計105万haであった。

カ 農産物輸出促進のための新たな防除対策の確立等

我が国の通常の防除体系で使用される農薬の中には、輸出相手国で当該農薬の登録が行われていない等の理由により、輸出相手国の残留農薬基準値が我が国の基準に比べて低いものが多く、結果として輸出向けの農産物に使用可能な農薬が少なくなっている。こうした状況の下、輸出重点品目について、輸出相手国で登録されていない農薬等の使用を低減する新たな防除体系を確立し、その効果の提示を行いつつ産地へ導入することを目的とした「農産物輸出促進のための新たな防除体系の確立導入事業」を実施した。平成26年度は、茶（せん茶、玉露）及びいちごについて取り組み、事業成果は病虫害防除マニュアルとして農林水産省のホームページに掲載し、輸出に取り組む産地における農薬使用の参考とされている。

(2) 植物検疫

ア 輸入植物検疫制度の見直し

植物検疫に関する国際基準に整合しつつ病虫害のリスクに応じた検疫措置を推進するため、科学的根拠に基づく病虫害リスクアナリシスの結果等を踏まえ、212種の検疫有害動植物（輸入検疫措置の対象とする病虫害）を新たに指定する等の農林水産省令の改正（平成26年2月24日農林水産省令第12号）及び関係告示の制定・改正（平成26年2月24日農林水

産省告示第296号）を実施し、6ヶ月の周知期間を経て平成26年8月24日に施行し、一部の植物検疫措置は12ヶ月の周知期間を経て平成27年2月24日に施行した。

イ 輸入検疫

平成26年においては、栽植用苗・球根8億4千万個、種子2万1千t、切り花21億1千万本、生果実158万t、野菜97万t、穀類・豆類2,788万t、木材421万m³、その他雑品等898万tについて、輸入検疫を実施した。

輸入が禁止されている植物であっても、病虫害の侵入を防止する措置が確立した場合には、相手国との協議等を経て、輸入を解禁又は輸入条件を緩和している。平成26年度においては、科学的知見に基づき6か国と協議した。

ウ 輸出検疫

平成26年においては、栽植用苗・球根949万個、種子2,432t、切り花43万本、生果実2万3千t、野菜7千t、穀類・豆類9万3千t、木材57万m³、その他雑品3万7千tについて、輸出検疫を実施した。このうち、輸出検査の利便性向上のため、長野県川上村における台湾向けレタスや大阪市中央卸売市場における台湾向けうんしゅうみかんなど8千件の集積地検査を実施した。

また、平成26年度においては、輸出振興を図るため、輸出戦略の重点国・品目を中心に検疫協議を戦略的に進め、科学的知見に基づき5カ国と協議し、豪州向けぶどうの輸出解禁、米国向けうんしゅうみかんの検疫条件の緩和を実施した。

アジア型マイマイガ（AGM）については、民間検査機関による米国等AGM規制国による船舶の検査措置に対応した。AGM不在証明が引き続き実施された。

エ 国内検疫

平成26年度においては、健全種苗を確保し、また、我が国未発生又は一部地域に発生している病虫害のまん延防止等を図るため、以下の対策を実施した。

(ア) 北海道ほか9県において原種ほ及び採種ほを対象に種馬鈴しょ検疫を実施した。

(イ) 北海道ほか11県においてかんきつ類及びりんご等の母樹を対象にウイルス病の検査を実施した。

(ウ) 我が国未発生及び一部地域に発生しているミカンコミバエ種群ほか19種の病虫害を対象に、その侵入を早期に発見するため、都道府県と連携し、空港や港、農作物の生産地において侵入警戒調査を実施した。

- (エ) 我が国未発生の病害虫が国内に発生した場合について、平成24年度に制定した「重要病害虫発生時対応基本方針」（平成24年5月17日付け24消安第650号農林水産省消費・安全局長通知。以下「基本指針」という。）に基づき、都道府県の協力を得てその発生状況等の調査を行うとともに、28件について、病害虫のリスクに応じた防除対応を実施した。
- (オ) 我が国の一部地域に発生しているアリモドキゾウムシ、イモゾウムシ及びカンキツグリーンング病菌等については、未発生地域へのまん延を防止するため、本病害虫及びその寄主植物（又は宿主植物）を対象に移動規制に係る取締を実施した。
- (カ) 平成21年に東京都青梅市で発生が確認されたウメ輪紋ウイルスについては、平成26年度に新たに感染が確認された愛知県犬山市を加えた4都府県14市町において根絶を目指した緊急防除を実施した。また、東京都八王子市の一部地域では根絶が確認されたため、防除区域から除外した。
- オ 植物防疫所の運営
病害虫の国内への侵入・まん延を防止するため植物防疫所を全国に66箇所設置しており、輸出入時の検査、国内検査等を実施している。

6 SPS 協定に関する国際会議への対応等

(1) SPS 委員会

WTO 協定に含まれる協定（附属書）の1つである「衛生植物検疫措置に関する協定（SPS 協定）」は、食品安全、動植物の健康に関する全ての措置（SPS 措置）を対象とし、これらの措置が科学的な根拠に沿ってとられること等を求めている。

SPS 委員会は、SPS 協定第12条に基づき、SPS 措置に関する各国の協議の場を提供し、協定の実施を確実にするために設置され、例年3回スイスのWTO本部で開催されている。平成26年度においては、平成26年7月、10月、平成27年3月に開催された会合に出席した。

(2) 食品安全関係

コーデックス委員会（Codex）は、消費者の健康保護、公正な食品貿易の確保等を目的として、1963年に国連食糧農業機関（FAO）及び世界保健機関（WHO）により設置された国際的な政府間機関であり、コーデックス規格（国際食品規格）の策定・改訂等を行っている。

コーデックス規格は、WTO/SPS 協定において食品安全に関する国際基準に位置付けられており、WTO

加盟国は、科学的に正当な理由がある場合を除き、食品安全に関する措置を講ずる場合はコーデックス規格を基礎とする義務を負っている。

ア 総会、部会等

コーデックス委員会における食品安全に係る各種の規格策定等に対して、農林水産省としても政府代表団の一員として職員を派遣する等積極的に参画してきたところであり、平成26年度中は、第37回総会、第69回執行委員会、第19回アジア地域調整部会のほか、10の一般問題部会、2の個別食品部会に出席した。また、消費・安全局消費・安全政策課調査官が第37回総会においてコーデックス委員会副議長選挙に当選し、就任した。（任期：2017年7月まで）。

イ コーデックス連絡協議会

農林水産省は厚生労働省及び消費者庁と協力して、平成26年度は「コーデックス連絡協議会」（平成12年設置）を計6回開催し、コーデックス委員会の活動及び同委員会での我が国の活動状況を、消費者をはじめとする関係者に対して情報提供するとともに、コーデックス委員会における検討議題に関する意見を聴取した。

(3) 動物衛生関係

国際獣疫事務局（OIE）は、国際的に重要な家畜の伝染性疾病について、その防疫対策や貿易条件等に関する基準（OIE コード等）を策定している。この他、世界各国における家畜の伝染性疾病の発生状況等の情報収集・提供を行うとともに、家畜の伝染性疾病の監視及び防疫に関する研究の国際的調和を図る等の活動を行っている。

このOIEが定める基準は、WTO/SPS 協定では動物衛生及び人獣共通感染症に関する国際基準と位置付けられており、WTO加盟国は科学的に正当な理由がある場合を除き、動物衛生に関する措置を講ずる場合には、原則としてOIEが定める基準に沿った内容とすることとなっている。

ア OIE 総会

OIEの最高意思決定機関であるOIE総会は、毎年5月にフランスのパリで開催される。平成26年の第82回OIE総会は5月25日から30日までにかけて開催され、我が国も出席した。本総会においては、我が国を「アフリカ馬疫清浄国」の国に認定することが決定されたほか、「リスト疾病」、「高度な衛生状態にある馬群」等のOIEコードの改正について議論がなされた。また、平成25年以降の豚流行性下痢（PED）の世界的な発生を踏まえ、米国、日本、カナダ、及びメキシコの代表が、各国における

PEDの発生及び防疫措置等について説明した。

イ 口蹄疫に関する会議

アジア地域の口蹄疫防疫能力を強化するために、日本のOIE拠出事業として平成23年から開始された“アジアにおける口蹄疫防疫事業（OIE/Japan Trust Fund (JTF) Project for Foot and Mouth Disease (FMD) Control in Asia)”の下、平成26年9月24日から25日まで中国の蘭州において、各国代表者による第3回拡大調整会議が開催され、東アジア口蹄疫防疫ロードマップの草案が議論された。平成27年3月には、第21回東南アジア・中国口蹄疫防疫（SEACFMD）小委員会会合がフィリピンのマニラで開催され、2020年までの口蹄疫対策の工程表に沿った各国の進捗状況が報告された。

また、口蹄疫防疫に関して東アジア地域各国の協力を推進するため、平成23年から毎年「口蹄疫防疫に関する日中韓等東アジア地域口蹄疫シンポジウム」を開催しており、平成26年は11月に農林水産省主催で東京において開催された。日本、中国、韓国、モンゴル及び米国の行政官及び専門家が参加し情報交換等を行った。

ウ 鳥インフルエンザに関する会議

平成25年12月に日本の新たなOIE拠出事業として開始された“ワンヘルス”（人と動物の環境の衛生の分野が協力し、人と動物の健康を促進）による動物疾病対策・食料安全保障強化事業の下、平成26年8月26日から28日にかけて東京でインフルAウイルス国内監視強化のための地域ワークショップが開催された。

エ その他の国際会議

このほか、我が国の支援による国際会議として、平成26年11月24日から26日まで、FAO・OIE・WHO共催第5回アジア太平洋地域人獣共通感染症予防のための多分野協力に関するアジア太平洋ワークショップがタイのバンコクで開催され、人獣共通感染症についてワンヘルスの視点で連携協力を確認した。

オ OIE 連絡協議会

農林水産省は、OIEコードの作成又は改正について、産業界及び学界における学識経験者、アニマルウェルフェア関係者、消費者と行政機関の間で継続的な情報共有や意見交換を行う場として「国際獣疫事務局（OIE）連絡協議会」を平成22年5月から設置している。平成26年度は、7月8日に開催し、「豚繁殖・呼吸障害症候群（RRRS）」、「豚の有鉤条虫感染症」及び「アニマルウェルフェアと乳牛生産方

式」のOIEコード改正案について意見交換を行った。

(4) 植物防疫関係

国際植物防疫条約（IPPC）は、植物と植物生産物に対する病害虫の侵入とまん延を防止し、防除のための措置を促進する共同の有効な行動を確保することを目的とした多国間条約である。

IPPCが定める基準等は、WTO/SPS協定では植物の健康に関する国際基準と位置づけられており、WTO加盟国は科学的に正当な理由がある場合を除き、植物の健康に関する措置を講ずる場合にはIPPCが定める植物検疫措置に関する国際基準（ISPM）等に基づくこととしている。ISPMはIPPC加盟国の協議を経て、総会で採択されるものであり、加盟国はこれに基づいて植物検疫措置の制定・改訂及び実施を考慮することになる。

ア 植物検疫措置に関する委員会

平成27年3月にFAO本部（イタリア）で開催された「第10回植物検疫措置に関する委員会（CPM10）」に出席し、本委員会では、植物検疫処理に関する基準、ミバエ管理に関する検疫手法等のIPSMの採択が行われた。

イ 専門家会合

平成26年5月及び11月にFAO本部（イタリア）で開催された「基準委員会」、8月にコスタリカで開催された「IPSMのフレームワーク会合」、10月にローマで開催された「IPPC戦略計画グループ会合」にそれぞれ出席し、IPSMの策定・実施に関する改善対策について検討を行った。また、12月に我が国（沖縄）で、「IPPCミカンコミバエ種群の植物検疫処理に関する専門家会議」を開催し、処理基準の策定について意見交換を行った。

ウ その他会議

平成26年5月にインドネシアで開催された2014植物検疫官会合、6月に中国で開催された「アジア・太平洋植物検疫委員会（APPPC）及び北米植物防疫機関（NAPPO）によるIPSM15に関するワークショップ」、同月にマレーシアで開催された「APPPC・サーベイランス情報管理ワークショップ」、9月に韓国で開催された「APPPC・アジア地域ISPMワークショップ」、10月にタイで開催された「APPPC・電子的植物検疫証明（e-phyto）に関するワークショップ」に出席し、アジア・太平洋地域各国の取組状況を共有し、地域の取組について検討を行った。

エ IPPCに関する国内連絡会

策定中の ISPM 案に対する我が国の意見を取りまとめるに当たり、消費者団体や産業界の関係者と意見・情報交換を行う「IPPCに関する国内連絡会」を平成19年9月より開催している。平成26年度は7月及び11月に開催し、種苗の国際移動や規制有害動物の植物検疫処理に関する ISPM 案等について意見交換を行った。

7 食品安全に関する危機管理の対応

(1) 緊急時対応訓練の実施

「農林水産省食品安全緊急時対応基本指針」（平成16年2月公表）に基づき、農林水産省の職員が食品安全に係る緊急事態等に円滑かつ的確に対応できるよう対応体制の整備や、体制を検証するための緊急時対応訓練等を実施することとしている。

平成26年度は、食品安全に係る事件や事故が発生した事態を想定して、地方農政局・地域センター等との情報連絡に関する連携訓練を実施した。また、「消費者安全の確保に関する関係府省庁緊急時対応基本要綱」等に基づき、緊急事態の際に政府一体となって迅速かつ適切に対応できるよう、関係府省と合同で実施する訓練に参加した。

(2) 冷凍食品への農薬混入事案を受けた対応

平成25年12月に発生した冷凍食品への農薬混入事案への対応について、関係府省庁局長申合せ（平成26年3月17日）に基づき、有識者を集めて検討会を実施し、「食品への意図的な毒物等の混入の未然防止等に関する検討会」報告書を取りまとめ公表した。

第2節 消費者の信頼の確保

1 食品等の表示・規格

(1) 食品表示の重要性

食品表示は、生産者と消費者を結ぶ接点であり、昭和45年の品質表示制度の創設以降、消費者が日々安心して食品を選択するための情報提供として、重要な役割を果たしている。

食品表示については、農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律（昭和25年法律第175号。以下「JAS法」という。）により定められている。同法に基づく品質表示基準については、企画立案及び執行について、農林水産省が所管してきたが、平成21年9月に、消費者行政を一元的に推進するため消費者庁が設置されたことに伴い、品質表示基準の企画立案及び執行について、消費者庁が担当することとされた。た

だし、立入検査や製造業者等に対する改善の指示等については、引き続き農林水産省でも行うこととされた。

(2) 食品表示の監視

食品表示の適正化に向けて、地方農政局等に食品表示監視担当職員を配置するとともに、食品表示110番等を通じた情報収集を行った。

違反事業者に対しては、JAS法に基づき改善を指示・公表することを基本とし、常習性がなく過失による一時的なものであることが明らかであり、かつ、直ちに改善方策を講じている場合には、指導を行うこととしている。この事業者が行う改善方策としては、表示の是正を行うことに加え、事実と異なる表示があった旨を速やかに消費者等に情報提供していることが求められる。さらに、指導件数等を定期的に公表している。

また、食品表示監視業務について、これまでの社会的検証（帳簿等の確認）による手法に加え、原産地判別等にかかる科学的分析による客観的データに基づく手法を活用することにより、監視業務の高度化・効率化を図っている。

(3) 外食メニュー等における不適正表示への対応

平成25年10月以降に発覚したホテルや百貨店のレストラン等におけるメニューの不適正表示事案を受け、平成26年2月から11月末までの期間、不当景品類及び不当表示防止法（昭和37年法律第134号。以下「景品表示法」という。）の監視体制強化のための臨時的措置として、農林水産省の食品表示等監視担当職員に対する消費者庁職員としての併任発令が行われた。これにより、景品表示法に基づく巡回調査を実施した。

(4) 食品表示の一元化に向けた取組

食品表示にかかる規定は、JAS法に加え、食品衛生法（昭和22年法律第233号）及び健康増進法（平成14年法律103号）の3法にて定められており、用語の不統一や複雑な根拠規定による消費者の適切な理解の阻害及び事業者の遵守コストの高さが課題となっていた。

このため、消費者庁が中心となり、3法の食品表示に係る規定を統合したルールを策定することになり、農林水産省としても、農林水産物・食品の生産・流通・消費を所管する立場から、消費者庁における検討に協力した。この結果、食品表示法（平成25年法律第70号）が平成25年6月28日に公布され、公布後2年以内に施行されることとなった（平成27年4月1日施行）。

また、具体的な表示のルールを定めた食品表示基準（平成27年内閣府令第10号）が平成27年3月20日に公布され、平成27年4月1日から施行されることとなっ

た。

(5) JAS 規格に関する取組

ア JAS 規格の制定及び確認等

JAS 規格は、JAS 法に基づき、規格の制定及び5年ごとに行う規格の確認、改正又は廃止について、農林物資規格調査会の審議に付すこととなっている。平成26年度は、混合ソーセージ等3品目のJAS規格の廃止のほか、17規格の改正等を行った。

イ 有機 JAS 規格に関する取組

有機 JAS 認定に必要な農産物の生産記録について、生産者の事務的負担の軽減を図るため、生産行程管理記録等帳票作成のためのソフトウェアを作成し、農林水産省のホームページに掲載した。

2 米穀等の適正流通の確保

(1) 米穀等のトレーサビリティの運用

国民の主食であり、国内で唯一自給可能な穀物である米穀について、食品事故などの問題事案が発生した場合に、流通ルートを迅速かつ的確に特定できること、また、米穀等の産地情報の提供を促進することが重要である。

こうした中、米穀等を取り扱う生産者、食品製造業者、食品卸売業者、外食事業者等に対し

- ① 米穀等の取引等の記録を作成・保存すること
- ② 取引先や消費者に対して、米穀等の産地情報を伝達すること

を義務付ける「米穀等の取引等に係る情報の記録及び産地情報の伝達に関する法律（平成21年法律第26号。以下「米トレーサビリティ法」という。）が①については平成22年10月、②については平成23年7月から施行された。

(2) 米穀等の適正流通の監視

農林水産省では、都道府県等と連携し、米穀等を取り扱う事業者に対して米トレーサビリティ法に基づく義務の遵守状況等を確認するため、立入検査を実施し、違反が確認された者に対して文書指導等の措置を行った。

3 トレーサビリティの推進

(1) 牛トレーサビリティの運用

BSE のまん延防止措置の的確な実施等を目的として、国内で飼養されている全ての牛を個体識別番号により一元管理するとともに、生産から流通・消費までの各段階において当該個体識別番号を正確に表示・伝達するため、平成15年6月、「牛の個体識別のための情報の管理及び伝達に関する特別措置法」（平成15年

法律第72号。以下「牛トレーサビリティ法」という。）が公布された。

生産段階においては、牛の管理者等に対して、個体識別番号を表示した耳標の装着及び出生・異動・死亡等の届出が義務付けられている。

流通段階においては、食肉販売業者及び特定料理提供業者（焼き肉店・しゃぶしゃぶ店・すき焼き店・ステーキ店）に対して、個体識別番号の表示・伝達及び仕入・販売に係る帳簿の備付けが義務付けられている。

地方農政局等及び地域センターでは、生産段階における耳標の装着、届出の状況、流通段階における個体識別番号の表示・伝達、帳簿の備付け等について、巡回調査及び立入検査を実施した。また、流通段階における個体識別番号の適正な表示・伝達を確認するため、と畜場から照合用サンプルを採取・保管し、食肉販売業者等から買い上げた調査用サンプルとの間で、DNA 分析による牛肉の同一性鑑定を実施した。

(2) 食品トレーサビリティの推進

食品トレーサビリティについては、平成22年3月に策定された食料・農業・農村基本計画等を踏まえ、その施策の検討に資するため、トレーサビリティに関する情報収集を行った。

また、食品トレーサビリティの取組の普及を図るため、消費・安全対策交付金により、都道府県によるセミナー・講習会の開催等の支援を行うとともに、食品トレーサビリティ促進事業委託費により、食品事業者が食品トレーサビリティに取り組む上でのノウハウ面の課題解消に資するためのマニュアルを作成した。

4 リスクコミュニケーション等の推進

(1) リスクコミュニケーション等の実施

食品の安全の確保に関する施策に国民の意見を反映し、その決定までの過程の公平性及び透明性を確保するため、以下のような取組を行った。

ア 意見交換会等の開催

食品中の放射性物質に関する説明会・意見交換会について、平成24年度から内閣府食品安全委員会及び厚生労働省に加え、農林水産省及び消費者庁が主催することとした。また、農林水産省消費者の部屋において、平成27年3月から3月19日にかけて特別展示を開催した。引き続き、食品中の放射性物質の検査結果や農業生産現場での取組などについて、正確でわかりやすく情報提供し、意見交換等に取り組んだ。

表9 開催実績

・農薬について	1回
・動物検疫所見学・説明会	1回
・食品中の放射性物質対策	6回

イ 消費者など関係者との定期情報交換会
消費者の視点に立った農林水産行政を展開するため、消費者団体との定期情報交換会を開催した。

ウ 地方農政局、北海道農政事務所（地域センターを含む。）及び沖縄総合事務局における取組
シンポジウムや意見交換会等を開催するとともに、パネリストや講師の派遣を行った。

- ・意見交換会 全国計 223回
- ・講師等の派遣 全国計 58回

エ 日頃からの情報提供

日頃から食の安全と消費者の信頼の確保に関する情報を提供するため、農林水産省ホームページを通じて、食品安全に関する消費・安全局の取組を随時掲載した。

また、農林水産省及び関係府省のホームページ上の最新情報を一覧にしたメールマガジン「食品安全エクスプレス」の配信（月曜から金曜まで毎日配信）を行った（平成27年3月末現在の登録者数：約1万7千通）。

(2) 消費者相談等の対応

ア 消費者相談の対応

消費者相談の窓口として、本省、地方農政局・北海道農政事務所（地域センターを含む。）及び沖縄総合事務局の「消費者の部屋」、「消費者コーナー」の充実を図るとともに、本省と地方組織を結ぶ農林水産省相談受付情報ネットワークシステムを活用し、連携して相談対応（全国で3,511件）を行った。また、相談結果等を月別にとりまとめた「消費者の部屋通信」の発行を継続して行った。

イ 子ども相談電話等における対応

子どもたちが食や農林水産業等について疑問に思うことを気軽に相談できるよう、本省の「消費者の部屋」に設置されている子ども相談電話等における対応（157件）を行うとともに、小・中・高等学校の「消費者の部屋」への訪問（50校、289名）を受け入れた。

ウ 特別展示等による情報提供

「消費者の部屋」等において、各種資料の展示やテーマを定めた「特別展示」により、食料、農林水産業・食品産業、農山漁村等について消費者へわかりやすい情報提供を行った。

第3節 健全な食生活の実現に向けた情報提供

平成17年6月に制定された「食育基本法」に基づき、平成18年3月に食育推進基本計画が作成され、地方自治体、関係機関・団体等多様な主体と連携・協力し食育を推進してきた。

しかしながら、生活習慣病有病者の増加、子どもの朝食欠食、高齢者の栄養不足等、食を巡る諸課題への対応の必要性は増しており、これまでの食育推進の成果と課題を踏まえ、平成23年3月に第2次食育推進基本計画（以下「基本計画」と言う。）が作成された。

基本計画では、生涯にわたるライフステージに応じた間断ない食育の推進、生活習慣病の予防及び改善につながる食育の推進、家庭における共食を通じた子どもへの食育の推進が重点課題としてあげられた。

(1) フードチェーン食育活動推進事業

消費者に健全な食生活の実践を促す取組や、食や農林水産業への理解を深めるための体験活動等の食育活動を、食品の生産から食卓に至るまでのフードチェーンを通じて一体的に行う民間団体（20団体）に対して支援した。

(2) 地域における食育の推進（消費・安全対策交付金）

地域における日本型食生活等の普及促進を図るため、食育総合展示会等の開催、食育推進リーダーの育成・活動支援及び教育ファーム等農林漁業体験等を実施した地方公共団体（37都道府県、5政令指定都市）に対して交付金による支援を行った。

(3) 食育活動の全国展開事業委託費

食と農林漁業の食育優良活動表彰（第2回）では、全国146件の応募の中から、一般及び企業の各部門において、農林水産大臣賞及び消費・安全局長賞として8事例が表彰された。

また、食育施策に関する有識者会議を開催し、今後の食育の方向性への提言を行った。さらに、教育ファームの学校教材や企業向け導入マニュアル、食文化の保護・継承のための手引きやデータベースの作成等を行った。

第4節 生物多様性を確保するための遺伝子組換え農作物等の使用等の規制

遺伝子組換え農作物等の適切な管理

「遺伝子組換え生物等の使用等の規制による生物の多様性の確保に関する法律」（平成15年法律第97号。以下「カルタヘナ法」という。）に基づき、遺伝子組換え農作物等の規制措置を講じた。

(1) 第一種使用等

遺伝子組換え農作物のは場での栽培等、「環境中への拡散を防止しないで行う使用等（第一種使用等）」をしようとする者は、事前に使用規程を定め、かつ、その使用等による生物多様性影響（野生動植物の種又は個体群の維持に支障を及ぼすおそれがある影響等）を評価した生物多様性影響評価書等を添付して主務大臣（農林水産分野は農林水産大臣及び環境大臣）に提出し、承認を受けることが義務付けられている。

平成26年度においては、遺伝子組換え農作物15件について承認を行った。承認に際しては、遺伝子組換え農作物を科学的に審査・管理するための「遺伝子組換え農作物のカルタヘナ法に基づく審査・管理に係る標準手順書」に基づき、審査報告書を作成した上で、国民からの意見を聴取し、意見について、適宜、反映した。

(2) 第二種使用等

施設内における遺伝子組換え実験小動物の繁殖等、「遺伝子組換え生物等の環境中への拡散を防止しつつ行う使用等（第二種使用等）」をする者は、その拡散防止措置（設備の要件等、環境中に遺伝子組換え生物等が拡散することを防止するための措置）について、「主務省令で定められている場合は当該措置をとること」及び「主務省令で定められていない場合は事前に主務大臣（農林水産分野は農林水産大臣）の確認を受けること」が義務付けられている。

平成26年度においては、遺伝子組換え動物10件及び遺伝子組換え微生物2件について確認を行った。

(3) 未承認の遺伝子組換え農作物への対応

未承認の遺伝子組換え農作物の種子や苗が我が国に流入し栽培されるのを防止するため、カルタヘナ法第31条に基づき、輸入時の検査を実施している。平成26年度の対象作物は、アマ、パパイヤ及びワタであり、合わせて30件を検査した。その結果、未承認遺伝子組換え農作物の混入が10件確認された（パパイヤ1件、ワタ9件）。これらの種子は、輸入者に対し、漏出・発芽しない方法で確実に処分するよう指導した。